

富士見市特定乳児等通園支援事業 の運営に関する基準を定める条例 の制定について

富士見市子ども未来部保育課

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

- 令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たな給付制度として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。
- 本市においては、令和8年4月からの事業開始に向け、令和7年度中に関係条例の制定、実施事業者の選定、事業の認可・確認等の準備を進めてまいります。

令和8年度から
全自治体で実施

令和6年度

試行的事業

- 制度の本格実施を見据えた試行的事業
- 補助金として実施
- 月10時間まで補助対象

令和7年度

乳児等通園支援事業

- 法律上制度化
「地域子ども子育て支援事業」
- 補助金として実施
- 月10時間まで補助対象

令和8年度

乳児等支援給付

- 法律に基づく新たな給付制度
- 月10時間まで給付対象

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

- 乳児等通園支援事業とは、**全てのこどもの育ちを応援**し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

制度概要

主な事項	内容
対象児童	0歳6か月から満3歳未満の未就園児
対象者の認定	居住する市町村による認定 ※利用者からの申請に基づく
利用時間	こども1人につき「月10時間」を上限（予定）
利用方法	事業所との直接契約 ※利用者登録や利用予約にあたっては、「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用
保護者負担	こども1人1時間につき300円程度（予定）
実施場所	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等 ※本事業についての市の認可が必要

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

- 令和8年度からの単価及び加算単価（案）は次のとおりです。

基本分単価

こども一人1時間当たり 0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円

※利用料標準：300円

加算分単価

こども誰でも通園制度により、こどもを受け入れた際の単価に加え、以下の加算を行う。

1 障害児加算（1時間当たり単価600円）【充実】

障害児を受け入れた場合に加算。

2 医療的ケア児加算（1時間当たり単価2,500円）【充実】

看護師等を配置したうえで、医療的ケア児を受け入れた場合に加算。

3 要支援家庭のこども加算（1時間当たり単価600円）【充実】

要支援家庭のこどもを受け入れた場合に加算。必要に応じて、関係機関との連携、情報共有等を行う。

4 初回対応加算（1回当たり単価 0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円）【新設】

事前面談（制度の意義や利用に当たっての基本事項の伝達、こどもの特徴の把握などを行う）及び事後面談（こどもの様子のフィードバック）を実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

事前面談：30分以上実施（制度の意義や基本事項の伝達を集合形式で行う場合は、別途、個別に15分以上実施）

事後面談：10分以上実施

なお、前回の利用から、半年以上、期間が空いた場合も同様の対応を行うことで、加算の対象とする。

5 生活困窮家庭等負担軽減加算（1時間当たり単価 生活保護世帯：300円上限、市町村民税所得割合算額77,101円未満である場合、要支援家庭である場合：200円上限）【新設】

市町村が認めた家庭のこどもが利用する場合に、事業所において利用料の減額を行った場合に加算。

6 賃借料加算（1時間当たり単価200円（賃貸借契約金額が上限））【新設】

賃貸物件において、実施する場合に加算（賃貸借契約上、毎月支払う額を上限）。

7 特別地域加算（1時間当たり単価300円）【新設】

離島や山村地域等の要件に合致する地域に所在する事業所において、こどもを受け入れた場合に加算。

8 保護者支援面談加算（1回当たり単価1,400円）【新設】

利用しているこどもの様子を伝えるとともに、保護者が抱える子育ての悩みや不安等育児に関する相談に対応する面談を30分以上実施した場合に加算。面談記録を残すことを求める。

2. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定

- **認可**を受けた乳児等通園支援を行う者が、給付の対象事業者となることについて、事業所ごとに利用定員を定めた上で、市が**確認**を行います。
- 国が定める「特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）」を踏まえ、給付の対象者として求める運営基準について、市が条例で定める必要があります。
- 市の条例制定にあたっては、認可に関する基準と同様、内閣府令が定める従うべき基準と参酌すべき基準の区分に従い、定めることとなります。

《認可と確認》

	認可	確認
条例	富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	富士見市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例
根拠法令	児童福祉法	子ども・子育て支援法
基準の内容	人員配置や面積などが施設・事業に必要な基準を満たしているか	会計処理や情報公開などの基準を満たし給付対象施設・事業者として適格か

2. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定

条例（案）の概要

- ▶従うべき基準・参酌すべき基準ともに内閣府令同様の内容の規定
- ▶小規模保育事業等の運営基準と概ね同等の規定

主な事項	内容
利用定員※	1時間当たりの利用定員のほか、利用時間、開所日数及び時間を考慮した1か月当たりの利用定員を定めるものとする。
面談 (内容・手続の説明・同意)	初回利用の前に、子どもとその保護者の心身の状況や子どもの養育環境を把握するための面談を行わなければならない。 (面談において、運営規程の概要等の重要事項を説明し、利用の申込みに係る支援の提供について保護者の同意を得なければならない。)
提供拒否の禁止	利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、受入れを拒んではならない。
あっせん及び要請に対する協力	市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

※乳児及び幼児の区分を問わず、総数のみを定めることとされたため、「富士見市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（認可に関する基準）」についても、一部改正を行う予定です。

2. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定

条例（案）の概要

主な事項	内容
支給認定証の確認	初回利用に際し、保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、その記載事項（認定期間等）を確認するものとする。
認定の申請援助	乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助しなければならない。
心身の状況等の把握	子どもとその保護者の心身の状況や子どもの養育環境、他の事業者における特定乳児等通園支援等の利用状況の把握に努めなければならない。
特定教育・保育施設等との連携	特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続のため、子どもに関する情報提供などの施設との密接な連携に努めなければならない。
支援の提供の記録	支援を提供した際は、その日時、時間、内容等の必要事項を記録しなければならない。
支払	法定代理受領を受けない場合は、保護者から支援費用基準額の支払を受けるものとする。 支援の質の確保・向上に必要な費用について、その用途及び額等を明示し、保護者からの同意を得ることにより、基準額との差額の範囲で保護者から支払を受けることができるほか、支援に伴う便宜費用（物品購入、行事参加、食事提供等に要する費用）の支払を受けることができる。

2. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定

条例（案）の概要

主な事項	内容
給付費の額の通知	法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し支給額を通知しなければならない。 法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の支払を受けた場合は、提供した支援の内容、利用時間、費用額などを記載した提供証明書を保護者に交付しなければならない。
支援の取扱方針	保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、適切に支援を提供しなければならない。
評価	提供する支援の質の自己評価を行い、その改善を図らなければならない。 定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。
相談及び援助	常に子どもとその保護者の心身の状況等の的確な把握に努め、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
緊急時等の対応	職員は、支援の提供中に子どもの体調が急変した場合などは、速やかにその保護者や医療機関へ連絡を行うなど必要な措置を講じなければならない。
保護者に関する市町村への通知	保護者が虚偽・不正行為によって給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知しなければならない。

2. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定

条例（案）の概要

主な事項	内容
運営規程	<p>事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 事業の目的及び運営の方針2. 提供する支援の内容3. 職員の職種、員数及び職務の内容4. 支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日5. 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額6. 1時間当たりの利用定員7. 利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項8. 緊急時等における対応方法9. 非常災害対策10. 虐待の防止のための措置に関する事項11. その他事業の運営に関する重要事項
勤務体制の確保	<p>適切な支援を提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めておかなければならない。 など</p>
利用定員の遵守	<p>1時間当たりの利用定員を超えて支援を提供してはならない。</p>
掲示	<p>事業所内に重要事項を掲示するとともに、インターネット上で公開等をしてなければならない。</p>

2. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定

条例（案）の概要

主な事項	内容
子どもの取扱い	子どもの国籍、信条、社会的身分又は支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	事業者の職員は、暴行・わいせつ行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
秘密保持	事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 など
情報の提供	保護者が適切に事業者を選択できるように、支援の内容に関する情報提供に努めなければならない。 など
利益供与等の禁止	他の事業者またはその職員に対し、子どもやその家族を紹介する対償として金品等の利益を供与してはならない。 など
苦情解決	提供した支援に関する子ども又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 など

2. 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定

条例（案）の概要

主な事項	内容
地域との連携	地域住民や地域活動との連携・協力など、地域との交流に努めなければならない。
事故発生の防止 及び発生時の対応	事故防止のための措置（指針整備、報告・分析体制の整備、事故防止委員会・職員研修の開催）を講じなければならない。 事故が発生した場合は、市町村及び家族等に対する連絡、事故状況等の記録、損害賠償を行わなければならない。
会計の区分	事業の会計は、他の事業の会計と区分しなければならない。
記録の整備	事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 など

施行期日

・令和8年4月1日

3. 本格実施に向けたスケジュール

